

# この1冊で届出の取扱いの流れをマスター！ フローチャート、豊富な記載例ですぐ理解できる！

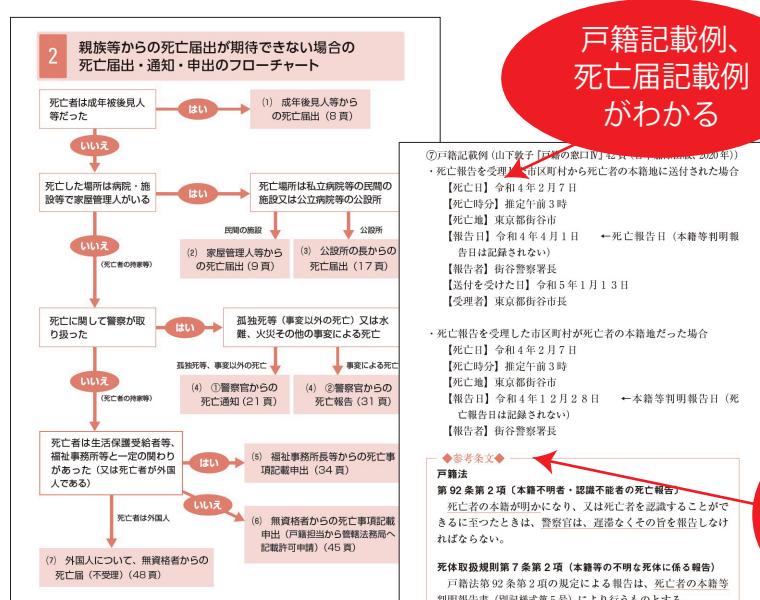


# 戸籍実務のための 孤独死・行旅死亡人・ 身寄りのない高齢者等に おける死亡届の手引き 墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説付き

孤獨死等戸籍実務研究会 編

2022年7月刊 B5判 164頁 定価2,420円（本体2,200円）978-4-8178-4823-9 商品番号：40921 略号：孤獨届

●『身寄りのない高齢者の死亡』や『孤獨死』の事例を戸籍に反映させるための手続き、  
身元不明の『行旅死亡人』に関する戸籍法の手続きを解説。墓地埋葬法についても収録。



戸籍記載例、  
死亡届記載例  
がわかる

◎老人ホーム等の管理者からの死亡届記載例	
死 亡 届	受 付 令 和 4 年 4 月 8 日
届 け て お る 方 の 姓 名	千 代 田 太 郎
生 年 月 日	昭 和 23 年 4 月 5 日
死 亡 時 分	午 前 3 時
死 亡 地	東京都 街 谷
【報告日】	令和 4 年 4 月 1 日 ← 死亡報告日 (本籍等判明報告)
	告白は記録されない)
【報告者】	街 谷 警 察 署長
【送付を受けた日】	令和 5 年 1 月 13 日
【受理者】	東京都 街 谷 市長
・死 亡 報 告 を 受 球 し た 市 区 町 村 が 死 亡 者 の 本 籍 地 だ っ た 場 合	
死 亡 日	令和 4 年 2 月 7 日
死 亡 時 分	午 前 3 時
死 亡 地	東京都 街 谷
【報告日】	令和 4 年 1 月 28 日 ← 本籍等判明報告日 (死 亡 報 告 は 記 録 さ れ な い)
【報告者】	街 谷 警 察 署長
◆参考条文◆	
戸籍法	
第 92 条 第 2 項 (本籍不明者・認識不能者の死亡報告)	
死亡者の本籍が明かになり、又は死者を認識することができるに至ったときは、警察官は、運送なくその旨を報告しなければならない。	
死体取扱規則第 7 条第 2 項 (死體等の不明な死体に係る報告)	
死体の本籍が明かになり、又は死者を認識することができるに至ったときは、警察官は、運送なくその旨を報告しなければならない。	
戸籍法第 92 条第 5 項の規定による報告は、死者の本籍等判明報告書(別記様式第 5 号)により行うものとする。	

関係書類  
根拠法令  
参考条文  
を掲記

## 第1 親族等からの死亡届出が期待できない場合の 死亡届出・報告・申出の手引き

- はじめに／2. 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・通知・申出のフローチャート／3. 手続きの一覧表／4. ケース別の死亡手続き

## 第2 行旅死亡人取扱関係

- はじめに／2. 行旅死亡人等取扱いに当たっての心構え／3. 行旅死亡人等取扱いの実施機関／4. 行旅死亡人等取扱いの流れ／5. 行旅死亡人等取扱いの関係書類／6. 行旅死亡人身元判明時の措置／7. 引取者なき死体の取扱い

## 第3 墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説

1. 「埋葬」「火葬」「焼骨」「改葬」「墳墓」「墓地」「納骨堂」「火葬場」とは（用語の定義）／2. 市区町村の発行する「埋火葬許可証」「火埋葬許可証」という書面の意味／3. 死亡から納骨までの一般的な流れ（遺族の視点から）／4. 死亡直後 24 時間は埋火葬できない理由／5. 埋火葬許可証の死因欄にある「一類感染症等」とは／6. 新型コロナウイルス感染症による死亡における埋火葬許可証の死因欄はどうなるのか／7. 分骨とは／8. 「散骨」には許可是必要なのか／9. 「樹木葬」ができる場所とは／10. 改葬とは／11. 改葬許可及びその許可権者とは／12. 自宅安置するための焼骨の墳墓・納骨堂からの取出しは改葬に当たるか／13. 墳墓・納骨堂から取り出した焼骨を自宅安置していたが、その後、埋蔵・収蔵することにしたときの改葬許可是すべきか／14. 土葬した死体を火葬するには／15. 海外で火葬した焼骨を国内で埋蔵・収蔵する

